

川越市長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人、その他の団体が主催する各種大会等（以下「事業」という。）に対する川越市長賞（以下「市長賞」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 市長は、原則として広く市民を対象にした事業であって、その事業の内容が、市民の福祉を増進し、市民の文化を向上し、又は川越市内の地域社会の健全な発展に寄与すると認められるものについて、市長賞を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長賞を交付しないものとする。

- (1) 川越市暴力団排除条例（平成24年川越市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係のある団体が事業を主催するとき。
- (2) 政治団体若しくは宗教団体が事業を主催するとき、又は政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業であると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする事業であると認められるとき。
- (4) 特定の団体等の宣伝又は売名を目的とする事業であると認められるとき。
- (5) 特定の思想、主義又は主張を浸透させることを目的とする事業であると認められるとき。
- (6) 公序良俗に反する事業であると認められるとき。
- (7) 事業を主催する法人その他の団体（以下「主催者」という。）が当該事業を実施する能力を有しないと認められるとき。
- (8) その他市長が適当でないとき。

(申請手続等)

第3条 市長賞の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施しようとする日の1箇月前までに、川越市長賞交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請後から当該事業の実施日までに、前項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに川越市長賞交付事業

変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

（通知）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、市長賞の交付の可否を決定し、川越市長賞交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（市長賞の交付）

第5条 市長賞の交付は、申請者が作成した賞状に川越市長印を押印し交付することにより行う。

2 前項の賞状の筆耕に係る費用は、申請者が負担するものとする。

（取消し）

第6条 市長は、第4条の規定により市長賞の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者がこの要綱の規定に違反した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、川越市長賞交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により交付決定を取り消された者は、当該交付決定により交付された市長賞を返納しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

